

# 支援金支給規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ともにつくるゆめ基金（以下「本基金」という）定款第4条の規定にもとづき、支援対象者及びゆめ育成支援金・ゆめ応援支援金支給事業の細則について定め、業務の適正確実な運営を図ることを目的とする。

(文言の定義)

第2条 本規程に使用する文言の定義は以下とする。

(1) 申請

支援対象者がともにつくるゆめ基金に対して支援登録や支援金を申し込むこと。

(2) 請求

支援対象者がともにつくるゆめ基金に対して各支援金を請求すること。

(3) 支給

ともにつくるゆめ基金が支援対象者からの請求にもとづき、支援金を支援対象者に支払うこと。

(支援対象者となる条件)

第3条 支援金の支給を受けることのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 連合関東ブロック・各地方連合会（連合群馬・連合栃木・連合茨城・連合埼玉・連合千葉・連合東京・連合神奈川・連合山梨）に加盟する労働組合の「組合員」・「組合員の配偶者」の24歳以下の子ども。

(2) 2020年6月1日以降に、親（「組合員」・「組合員の配偶者」）が死亡・重度障がいに見舞われた子ども（死亡・重度障がいの原因は問わない）。

2 前項の重度障がいは「労働者災害補償保険法施行規則別表第一 障害等級表」の第1級、第2級および第3級の2・3・4のいずれかの身体障がいの状態、または当基金が認めるものとする。

3 既に支援対象者となったものは、再び支援対象となる事象が生じたとしても、重複して支援対象者となることはできない。

(支援金の種類)

第4条 支援金は、ゆめ育成支援金及びゆめ応援支援金の二種とする。

## 第2章 支援登録

(支援登録申請手続き)

第5条 ともにつくるゆめ基金の支援を受ける者は、ともにつくるゆめ基金のホームページから支援登録申請を行い次の各号に定める必要書類をともにつくるゆめ基金事務局に提出する、または支援登録申請書、プライバシーポリシーおよび次の各号に定める必要書類をともにつくるゆめ基金に提出するものとする。

(1) 戸籍謄本のコピー

(2) 障害者手帳のコピー、診断書のコピー、共済金（保険金）支払証明書など（組合員またはその配偶者が重度障がいに遭われた場合のみ）

(支援登録の決定及び支援登録決定通知の送付)

第6条 ともにつくるゆめ基金は、組合員の所属する労働組合への組合員在籍確認を経て支援登録を決定する。

- 2 ともにつくるゆめ基金は、支援対象者の支援登録を決定したときは、支援登録決定通知を本人に送付する。

### 第3章 ゆめ育成支援金

#### (ゆめ育成支援金の支給金額)

- 第7条 ゆめ育成支援金は、支援対象となった時点を起点として、支援対象者が24歳を迎える誕生日まで(ゆめ育成支援金支援期間) 毎年の誕生日に1万円(ポイント)を上限に支援金を支給する。
- 2 ゆめ育成支援金は支援対象者が使用しなかったポイントについて、累積することを可能とし、累積した支援金を上限に請求できるものとする。
  - 3 支援対象になった時点と支援登録が申請された時点が異なる場合は、支援対象となった時点にさかのぼり、ゆめ育成支援金の支給を受けることができるものとする。

#### (ゆめ育成支援金の使用用途)

- 第8条 ゆめ育成支援金は、支援対象者がゆめを見つけること、ゆめを育てることを目的に「自身の成長」や「はたらく」こと「社会に関わる」ことなどに直接的・間接的につながるテーマ(社会的・文化的経験など)に使用するものとする。
- 2 ゆめ育成支援金は、物品の購入や、研修会・イベントなどへの参加費、その他の目的に合った使用をすることができるものとする。
  - 3 ゆめ育成支援金は、危険性が高いもの、ゆめの実現との関係性が低いもの、その他公序良俗の観点から問題があるものに関して使用することを認めないものとする。

#### (ゆめ育成支援金の申請手続)

- 第9条 ゆめ育成支援金を申請するときは、所定の申請書をともにつくるゆめ基金まで提出するものとする。

#### (ゆめ育成支援金の申請期限)

- 第10条 ゆめ育成支援金の申請期限は支援対象者が25歳の誕生日前日までとする。

#### (ゆめ育成支援金の使用用途の決定)

- 第11条 ゆめ育成支援金の使用用途の決定にあたっては、ともにつくるゆめ基金において第7条に規定された内容に合致しているかの確認を経て、支援対象者による申請があった日から3か月以内に、事務局が使用用途を決定する。
- 2 ともにつくるゆめ基金は、支援対象者へのゆめ育成支援金の使用用途を決定したときは、支援内容決定通知及び支援金請求書を本人に送付するものとする。

#### (ゆめ育成支援金の請求手続)

- 第12条 支援対象者はゆめ育成支援金の請求を行うに際し、支援内容決定通知によりその使途について事務局の承諾を受けなければならない。
- 2 支援対象者が、前項の承諾を受け、ゆめ育成支援金の請求を希望する場合は、支援金請求書および使用内容や金額などがわかる証憑をともにつくるゆめ基金に提出するものとする。
  - 3 ゆめ育成支援金は、支援対象者が決定した支援内容に沿って購入した費用を立て替え、その購入にかかった実費について、請求時点の保有ポイントを上限とした支援金を請求することができるものとする。
  - 4 ゆめ育成支援金は、支援内容決定通知に記載された同一の使途において、前項に定める上限内で分割して請求することを可能とする。

(ゆめ育成支援金の請求期間)

第 13 条 ゆめ育成支援金の請求期間は支援対象者が支援内容決定通知を受け取った日から、満 26 歳の誕生日前日までとする。

2 ゆめ育成支援金の残高があり、かつ請求期間までに請求されなかった場合は、26 歳の誕生日にゆめ育成支援金の請求権を失うものとする。

(ゆめ育成支援金の支給決定)

第 14 条 ともにつくるゆめ基金は、支援金請求書の支援金の使用用途が支援内容決定通知に記載されている使用内容と合致されているかの確認を経て、支援金請求書の受付日から 1 か月以内に、ゆめ育成支援金の支給可否を決定する。

2 ともにつくるゆめ基金は、支援対象者へのゆめ育成支援金の支給を決定したときは、支給通知を本人に送付するものとする。

(ゆめ育成支援金の使途変更)

第 15 条 支援対象者が、支援内容決定通知に記載された目的以外でゆめ育成支援金を使用したい場合には、予め事務局に対して、使途変更の申請を行わなければならない。

2 支援対象者が、事前に申請することなく決定通知に記載された内容以外に使途を変更した場合には、原則としてゆめ育成支援金の支給は行わない。なお、変更後の使途が適切なものと認められ、かつ事前申請ができなかったことについてやむを得ないと認められる事情がある場合には、事務局は事後的に使途変更の申請を受け付けることができる。

## 第 4 章 ゆめ応援支援金

(ゆめ応援支援金の支給金額)

第 16 条 ゆめ応援支援金は、以下の 2 つの期間 (ゆめ応援金支給期間) についてそれぞれ 15 万円 (ポイント) の支援金を支給する。

- (1) 第 1 期 (0 歳から 15 歳までの期間)
- (2) 第 2 期 (16 歳から 24 歳までの期間)

(ゆめ応援支援金の使用用途)

第 17 条 ゆめ応援支援金は、支援対象者がゆめの実現に向けて具体的なアクションを起こしていくステージにおいて、そのために必要な経験や体験その他必要な費用などに対して、基金事務局とのコミュニケーションを経ながら練りこみ、あるべき使い方を支援対象者自身が明確化したうえで、その用途に使用するものとする。

2 ゆめ応援支援金は、物品の購入や、研修会・イベントなどへの参加費、その他の目的に合った使用をすることができる。

3 ゆめ応援支援金は、危険性が高いもの、ゆめの実現との関係性が低いもの、その他公序良俗の観点から問題があるものに関する使用は認めない。

(ゆめ応援支援金の申請手続)

第 18 条 ゆめ応援支援金を申請するときは、所定の申請書に加えて、申請時の年齢に応じた課題シート等、その他事務局が指定した様式書類をともにつくるゆめ基金まで提出するものとする。

2 申請時の年齢に応じた課題シート等、その他の様式書類については、支援対象者が事務局に申請書を提出した後、ともにつくるゆめ基金より支援対象者に送付する。

(ゆめ応援支援金の申請期限)

第 19 条 ゆめ応援支援金の申請期限は次の各号のとおりとする。

- (1) 第 1 期 (0 歳～15 歳までの期間) は支援対象者が 16 歳の誕生日前日まで。
- (2) 第 2 期 (16 歳～24 歳までの期間) は支援対象者が 25 歳の誕生日前日まで。

2 前項(1)の期間内に支援対象となった者が、16 歳の誕生日前日までに、ゆめ応援支援金の申請を行わなかった場合には、第 1 期の申請を行う資格を失うものとする。ただし、当該対象者が、期間内に支援申請ができなかったことについて、やむを得ない事由があると認める時には、事務局は、例外として、最長 1 年間にわたり申請期間を延長することができるものとする。

(ゆめ応援支援金の使用用途の決定)

第 20 条 ともにつくるゆめ基金は、ゆめ応援支援金の支給決定にあたり支援対象者と面談を実施し、使用内容が第 17 条に規定された内容に合致しているかの確認を経て、面談があった日から 3 か月以内に、使用用途を決定する。

2 ともにつくるゆめ基金は、支援対象者へのゆめ応援支援金の支援内容を決定したときは、支援内容決定通知及び支援金請求書を本人に送付するものとする。

(ゆめ応援支援金の請求手続)

第 21 条 支援対象者は、ゆめ応援支援金の請求を行うに際し、支援内容決定通知によりその使途について事務局の承諾を受けなければならない。

2 ゆめ応援支援金の請求を希望する場合は、支援金請求書および使用内容や金額などがわかる証憑をともにつくるゆめ基金に提出するものとする。

3 ゆめ応援支援金は、支援内容に沿って購入した費用を立て替え、その購入にかかった実費について、請求時点の保有ポイントを上限とした支援金を請求することができるものとする。

4 ゆめ育成支援金は、支援内容決定通知に記載された同一の使途において、前項に定める上限内で分割して請求することを可能とする。

(ゆめ応援支援金の請求期間)

第 22 条 ゆめ応援支援金の請求期間は、第 1 期については、支援対象者が支援内容決定通知を受け取った日から、満 17 歳の誕生日前日までとする。第 2 期については、支援対象者が支援内容決定通知を受け取った日から、満 26 歳の誕生日前日までとする。ただし、第 19 条第 2 項により例外が認められる場合には、事務局が認めた支援申請受付日から 1 年を経過した日までとする。

2 ゆめ応援支援金について、前項の請求期間の満了日までに請求がなされなかった場合(請求残高がある場合を含む)には、支援対象者はその請求権を失うものとする。

(ゆめ応援支援金の支給決定)

第 23 条 ともにつくるゆめ基金は、支援金請求書の支援金の使用用途が支援内容決定通知に記載されている使用内容と合致されているかの確認を経て、支援金請求書の受付日から 1 か月以内に、ゆめ応援支援金の支給可否を決定する。

2 ともにつくるゆめ基金は、支援対象者へのゆめ応援支援金の支給を決定したときは、支給通知を本人に送付するものとする。

(ゆめ応援支援金の使途変更)

第 24 条 支援対象者が、支援内容決定通知に記載された目的以外でゆめ応援支援金を使用したい場合には、予め事務局に対して、使途変更の申請を行わなければならない。

## 第5章 その他

### (支援金の振込)

第25条 支援金は原則として、支援対象者本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

### (支援登録内容の変更)

第26条 支援対象者は、支援登録時に登録した情報（本人または保護者の氏名、住所、連絡先、重度障がいの等級など）に変更があったときには、遅滞なくその旨をともにつくるゆめ基金に届け出ることとする。

2 支援対象者が正しい連絡先を事務局に届けなかった結果、事務局からの連絡が滞った場合、当該支援対象者については連絡が取れなかったものとみなす。

### (重複受給)

第27条 支援対象者が、ともにつくるゆめ基金以外の他の団体が支給する奨学金などを受給することは、これを拒まない。

### (支援金の返還)

第28条 支援対象者について、以下各号に該当する事情がある場合には、基金事務局は、支援対象者に事実関係を確認したうえで、支援金の返還を求めることができる。

- (1) 第32条に該当する場合
- (2) 支援申請又は支給申請について虚偽があり、正当性がないことが明らかとなった場合
- (3) 支援対象者の意思に基づかない支援申請又は請求であることが明らかとなった場合
- (4) その他公序良俗や社会正義に反することが明らかとなった場合

### (支援金の支給の停止)

第29条 ともにつくるゆめ基金は、支援対象者が死亡した場合は、支援金の支給を停止することができる。

### (支援金の辞退)

第30条 支援対象者は、いつでも支援金の辞退を申し出ることができる。

2 5年間にわたり支援対象者と連絡が取れなくなった場合は、支援金を辞退したものとす  
る。

### (事務局の対応)

第31条 支援登録書類、支援金申請・請求書類、その他の書類およびそれに付随するとともにつくるゆめ基金とのやりとりについては日本語のみの対応とする。

### (反社会的勢力の排除)

第32条 以下の場合は、この基金の支援の対象となることはできない。

- (1) 本人及び本人が未成年の場合は3親等内の親族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）である者
  - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者
- 2 既に支援対象者となったものが、事後的に前項各号に該当した場合には、その者は支援対象者たる地位を失う。
- 3 支援対象者について、以前より第1項各号に該当していることが事後的に判明した場合には、第1項各号に該当した時点にさかのぼって、支援対象者たる地位を失う。その場合には、支援対象者たる地位を失って以降に支給を受けた支援金について返還する義務を負う。

## 第6章 雑則

(改廃)

第33条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

この規程は、令和5年(2023年)2月21日から施行する。